

利用上の一般的注意

1 民営、公営

各表とも、特に説明がなければ民営の事業所のみの数値である。

また、「民＋公営計」等の公営とは、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」(昭和23年法律第257号)に規定する特定独立行政法人等及び「地方公営企業等の労働関係に関する法律」(昭和27年法律第289号)に規定する地方公営企業等に係る事業所をいう。

2 産業分類

産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）により分類表示している。

ただし、農業、林業、漁業及び公務（他に分類されるものを除く）の産業は除く。

3 集計労働者の要件

各統計表は、いずれも次の要件を満たす労働者について集計したものである。

ア 平成24年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。

イ 平成24年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者についての統計表は1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。また、臨時労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上のもの。）

4 集計労働者

各統計表は、特に説明がない限り、常用労働者のうち一般労働者（短時間労働者を除いたもの）について集計したものである。

5 産業計

産業計については、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）

を合計したものである。

6 企業規模計

企業規模計は、企業規模10人以上の計であり、企業規模5～9人は含まない。

7 表章事項と端数処理

「年齢」、「勤続年数」、「所定内実労働時間数」、「1日当たり所定内実労働時間数」、「超過実労働時間数」、「きまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」、「1時間当たり所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」は、いずれも労働者1人当たりの平均値である。

なお、「年齢」、「勤続年数」及び「1日当たり所定内実労働時間数」は小数点以下第2位を、「所定内実労働時間数」及び「超過実労働時間数」は1時間未満を、「きまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」、「年間賞与その他特別給与額」及び「初任給額」は100円未満を、「1時間当たり所定内給与額」は1円未満を、それぞれ四捨五入して表示（「年齢」及び「勤続年数」については、さらに0.5を加えている。）している。

8 労働者数

労働者数は、10人未満を四捨五入したものである。したがって、合計欄の数字は、その内訳を合算したものと必ずしも一致しない。4人以下の労働者数は、「0」と表示している。

「－」は、該当労働者がいなかったことを示している。

また、本調査は抽出調査であり、労働者数は、調査した労働者の数に復元倍率（標本抽出時における抽出率の逆数）を乗じて復元した数であり、加重平均により給与額等を算定する際に用いるものである。

9 給与額

「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差は、「超過労働給与額」を示している。

10 階級区分

年齢階級区分の表示において、「～19歳」は、15歳以上20歳未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

勤続年数階級区分の表示において、「0年」は勤続1年未満、「1～2年」は勤続1年以上2年

未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

また、経験年数階級区分の表示もこれに準ずる。

所定内給与額階級区分の表示において、「～99.9千円」は100.0千円未満、「100.0～119.9」は100.0千円以上120.0千円未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

11 役職別統計表

統計表のうち、役職別に集計したものについては「雇用期間の定め有り」の労働者を含まない。

12 集計上の誤差

労働者数が少ない場合には、誤差が大きいので、利用上注意を要する。

標本誤差率については、いずれも以下のとおりである。

ア 所定内給与額の「*」は、調査回答数が少ない、又は誤差率の高いものを示す。

イ 誤差率の「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。

ウ 「－」は、該当する数値がない場合を示す。

13 その他

その他、利用上必要な事項等については、「調査の概要」を参照されたい。